

後期高齢者医療保険からのお知らせ

平成25年8月から被保険者証が切り替わります。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成26年7月31日
被保険者番号	01234567
住所	うるま市みどり町一丁目1番1号
氏名	うるま 太郎 男
生年月日	昭和 2年 3月 4日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成25年 8月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39472139 沖縄県後期高齢者医療広域連合 沖縄県後期高齢者医療広域連合印

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証は、8月から新しい被保険者証に切り替わり、有効期限が平成26年7月31日になります。

平成25年6月30日までに保険料を完納した方は、新しい被保険者証を7月中旬以降順次郵送いたします。

保険料を滞納している方、または事前に窓口受取を希望し申請されている方は、平成25年7月31日までにうるま市役所本庁（具志川庁舎）国民健康保険課老人医療係窓口で被保険者証の切り替えをお願いいたします。

7月から後期高齢者医療保険料の納付が始まります。

平成25年度の後期高齢者医療保険料の納付通知書を7月上旬に送付いたします。最寄りの金融機関やゆうちょ銀行（郵便局）にて納めてください。

○保険料の納付が年金天引きされている方

納付通知書は届きませんが、年金天引き額のお知らせ通知（ハガキ）が届きます。

○保険料の納付が口座振替されている方

納付通知書は届きますが、金融機関窓口等で納付する必要はありません。各期の月末に、ご登録されてある口座から保険料が引落とされます。

※納付通知書に「あなた様の保険料は預金口座振替です」と記載してあります。

○どうしても納付が厳しいときは

災害やその他特別な事情により、生活が著しく困難になり、保険料の納付が難しい場合は、納付相談により保険料の減免や分割納付などができる場合があります。滞納のままにせず、お早めにご相談ください。